

# **史跡伊勢國府跡保存管理計画書**

平成16年3月

鈴鹿市教育委員会





伊勢国府跡航空写真





伊勢国府跡航空写真  
(昭和21年当時)



## 序

長者屋敷遺跡は、鈴鹿市広瀬町を中心に広い範囲にわたって古代の瓦が多量に出土することで古くから知られてきました。昭和32年に京都大学の藤岡謙二郎先生が初めて発掘調査に着手され、その後、平成4年から鈴鹿市教育委員会が本格的に発掘調査に取り組むようになりました。調査の結果、古代伊勢国の国府跡であることが明らかになり、発掘調査からちょうど10年という節目の年、平成14年3月に3地区が国指定史跡となりました。

ご承知のとおり、伊勢国は管内13の郡を擁する大国であり、伊勢国司は鈴鹿関を堅固する関司と伊勢神宮と関わりの深い斎宮寮頭を兼務する特別な任務を担うなど、他国に比べ格式の高い国府がありました。

この貴重な遺跡をわたしたちは郷土の誇りとして、将来にわたって保存と活用を図っていくために、ここに保存管理計画を策定し、その方向性を定めました。

今後、地域の方々をはじめ関係各位のご理解とご協力を賜りながら、この計画に従って引き続き発掘調査の実施と保存・活用への諸施策を進めて参りたいと考えております。

なお、本計画策定にあたっては文化庁並びに三重県教育委員会をはじめ、策定指導委員の各先生方から特段のご指導とご援助を頂いたことに心より感謝申し上げます。

平成16年3月

鈴鹿市教育委員会

教育長 山下 健



## 例　　言

1. 本書は、鈴鹿市が平成15年度に国・県補助事業として実施した国指定史跡「伊勢国府跡」の保存管理計画策定事業の報告書である。
2. 本書を作成するにあたり、文化庁及び三重県教育委員会の指導のもと、伊勢国府跡調査（保存管理計画策定）指導委員会を設置した。

### 指導委員

八賀　晋	三重大学名誉教授
大場　範久	神戸高等学校教諭
川越　俊一	奈良文化財研究所平城宮跡発掘調査部考古第二調査室長
金田　章裕	京都大学副学長
高瀬　要一	奈良文化財研究所文化遺産研究部遺跡研究室長
渡辺　寛	皇學館大学文学部国史学科教授
和田　勝彦	四日市市立博物館長

3. 本書の編集は、鈴鹿市教育委員会が行った。

事務局は以下のとおりである。

林　銀哉	参事兼鈴鹿市考古博物館館長
中森　成行	副参事兼埋蔵文化財　グループリーダー
藤原　秀樹	埋蔵文化財グループ　副主幹
北条　正則	埋蔵文化財グループ　指導主事
水橋　公恵	埋蔵文化財グループ　技術吏員（派遣）
田中　忠明	埋蔵文化財グループ　副主査
伊藤　淳	埋蔵文化財グループ　事務吏員
吉田真由美	埋蔵文化財グループ　嘱託
林　和範	埋蔵文化財グループ　嘱託

4. 史跡指定地及び周辺地域の現状調査等については、(株)空間文化開発機構に委託した。
5. 本書の内容については、一部隣接する亀山市が含まれるために、今後、亀山市関係部局との十分な協議を求めていく予定である。



# 目 次

第1章 総論 .....	1
1-1 保存管理計画の目的 .....	1
1-2 保存管理計画の性格 .....	1
第2章 伊勢国府跡の概要 .....	2
2-1 位置と環境 .....	2
2-2 調査状況 .....	3
2-3 遺構の概要 .....	7
第3章 史跡指定地及び周辺の概況 .....	12
3-1 指定状況 .....	12
3-2 史跡指定地及び周辺の現状 .....	14
第4章 保存管理計画 .....	23
4-1 計画の対象範囲 .....	23
4-2 保存管理の基本方針 .....	24
4-3 保存管理計画 .....	25
4-4 整備に向けて .....	31
第5章 今後の課題 .....	32
添付資料 .....	34

## 図版目次

図－1 位置図 .....	2
図－2 伊勢国府跡発掘調査区位置図（1/5,000） .....	5
図－3 伊勢国府政庁調査区位置図（1/1,500） .....	6
図－4 伊勢国府跡遺構分布状況図（1/4,000） .....	7
図－5 国庁周辺（矢下、仲起、荒子地区）遺構分布図（1/2,000） .....	8
図－6 南野地区遺構分布図（1/2,000） .....	9
図－7 伊勢国府跡鬼瓦 .....	9
図－8 長塚・仲土居地区遺構分布図（1/2,000） .....	10
図－9 伊勢国府跡指定範囲図 .....	13
図－10 史跡指定地の土地所有状況図 .....	18
図－11 現況土地利用図 .....	20
図－12 法規制図 .....	21
図－13 整備状況図 .....	22
図－14 計画の対象範囲図 .....	23
図－15 地区分図 .....	25

表－1 伊勢国府跡調査履歴 .....	3
写真－1 A-1地区北西端から史跡指定地を見る .....	14
写真－2 A-1地区南西端から史跡指定地を見る .....	14
写真－3 A-1地区中央部から西側を見る .....	14
写真－4 A-2地区北東端から史跡指定地を見る .....	15
写真－5 A-2地区南西端から史跡指定地を見る .....	15
写真－6 A-3地区北西端から史跡指定地を見る .....	15
写真－7 A-3地区北東端から史跡指定地を見る .....	15
写真－8 A-1地区南端中央から史跡指定地外南側を見る .....	16
写真－9 A-1地区北端中央から県道辺法寺・加佐登停車場線を挟んでB地区方向を見る .....	16
写真－10 A-1地区北端中央から県道辺法寺・加佐登停車場線を挟んでC地区方向を見る .....	16
写真－11 A-2地区北東端から北側史跡指定地外を見る .....	17
写真－12 A-2地区南西端からA-3地区方向を見る .....	17
写真－13 A-3地区南東端からA-2地区方向を見る .....	17
写真－14 道路標識 .....	22
写真－15 国府跡解説板 .....	22
写真－16 政庁跡解説板 .....	22
写真－17 参考写真 .....	34

# 第1章 総論

## 1-1 保存管理計画の目的

伊勢国府跡は古代伊勢国の政治の中心地である国府跡で、その中枢にあたる政庁の基壇は全国的にも極めて保存状況が良好であり、今後の発掘調査により国府の全体構造が把握できる重要な遺跡として、平成14年3月に国の史跡に指定された。この貴重な歴史的文化遺産を地域の共有財産として守り、そして後世に伝えていくとともに地域の歴史や文化を学び、ふれあえる場として、また日常的な公園的空间として、さらには当市を代表する文化的な観光資源として整備・活用を図っていくことが望まれている。

そのため、史跡指定地並びに周辺地が将来どうあるべきかについて一定の方向性を示すとともに、伊勢国府跡の遺構の保存から周辺の土地・環境を含めた遺跡の整備と活用の在り方について行政的施策の基本を定めることを本計画の目的としている。

## 1-2 保存管理計画の性格

現在、史跡に指定されている範囲は伊勢国府跡の一部に過ぎず、今後も継続して調査を実施しながら、国府の範囲やその全体構造を明らかにしていく過程にある。こうしたことから、周辺地域にも配慮しながら、計画の対象範囲を広く捉えている。個性的な地域づくりを目指す鈴鹿市においては、文化財を活かし、市の活性化を図ることが重要となってきている。こうした基本理念に立ち、国府跡の保存管理・整備活用など将来の方向性を示すために、次のような方針で保存管理計画を策定する。

1. 国民の貴重な文化遺産として、国府跡の保存とともに調査研究の促進を図る。
2. 国府跡への理解と協力を深めながら、地域住民との調和を図る。
3. 発掘調査・公有地化・整備活用に向けた基準を策定する。

国府跡は豊かな農地の広がる市街化調整区域内に所在するものの、高規格道路の計画等もあり、この周辺の社会環境は急激に変化することが予想される。従って、この地域の社会環境の変化や調査研究の進展により管理計画の全体的な見直しが必要になってきた場合は、地域住民や地元関係者の理解と協力をもとに修正を図っていくものとする。

## 第2章 伊勢国府跡の概要

### 2-1 位置と環境

伊勢国府跡は鈴鹿市の中央部西端の広瀬町を中心とした、南北約800m、東西約600mの範囲に広がると推定されており、遺跡の一部は鈴鹿市西隣の亀山市域にも及んでいる。

伊勢国府跡は鈴鹿川の支流、安楽川左岸の標高約50mの段丘上に位置し、伊勢国府跡の約500m南を安楽川が南流している。ここから東に連なる鈴鹿川に沿った両岸の台地は各時代の遺跡は濃密で、市内の遺跡の大半がこの地域に集中している。律令期には大和から東国への幹線道路の通り道であり、伊勢神宮も近く、往時の文化の中心でもあった。

伊勢国府から東北東約6kmには伊勢国分寺跡や河曲郡衙が、西南西約10kmには推定鈴鹿関が所在し、鈴鹿川・安楽川の合流地点を挟んで約3.5km南には、平安期の国府推定地とされる三宅神社遺跡がある。

鈴鹿川にはほぼ平行して国道1号とJR関西本線が走っており、伊勢国府跡へは最寄駅のJR加佐登駅から車で約10分程でアクセスできる。

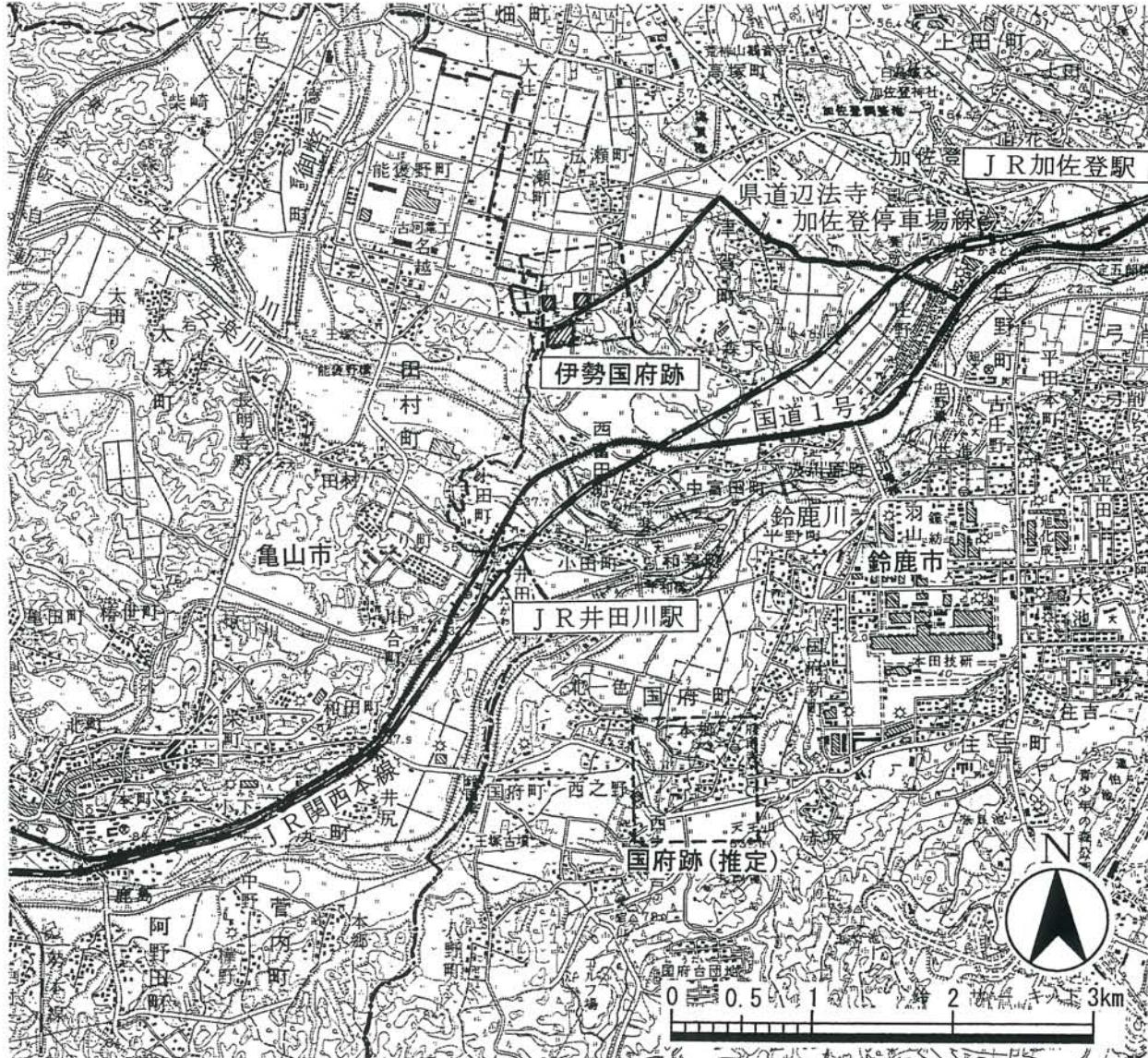


図-1 位置図

## 2-2 調査状況

本遺跡は、長者屋敷遺跡と呼ばれ、古くから古代の瓦が散布する遺跡として知られていた。最初の発掘調査は昭和32年（1957）に京都大学の藤岡謙二郎氏によって実施され、軍団を兼ねた初期伊勢国府跡とする見解を示した。その後、平成4年（1992）から鈴鹿市教育委員会が計画的調査を開始し、政庁やその他の官衙遺構の確認によって奈良時代中頃から平安時代初めにかけての伊勢国府跡であることが明らかとなった。

現在18次まで調査が進み、その調査面積は約20,000m<sup>2</sup>に及んでいるが、伊勢国府跡推定域（東西600m、南北800m）からすれば未だ1割も満たない調査面積である。

・ 次数	調査年度	調査区記号	所在地	面積(m <sup>2</sup> )	調査原因	概要	文献
プレ1次	1957	A地点	広瀬町字南野		学術	礎石建物	(1)
		B地点	広瀬町字矢下			基壇	
1次	1992	長塚1	広瀬町字長塚1247、1248	110	学術	礎敷き遺構	(2)
		南野1	広瀬町字南野971	115		礎石建物	
		荒子1	広瀬町字荒子981	110		瓦溜・溝	
2次	1993	6AH-F	広瀬町字仲起1226	62	学術	政庁西外溝	(3)
		6AJA-A-1	広瀬町字矢下1134	38		政庁後殿・軒廊	
		6AJA-A-2	広瀬町字矢下1134	33		政庁後殿	
		6AJA-A-3	広瀬町字矢下1137	18		政庁東隅楼	
		6AJA-D	広瀬町字矢下1140	32		政庁東内溝・東外溝	
		6AJD-A	広瀬町字矢下1141	55		政庁東内溝・東外溝	
3次	1994	6AJA-A-4	広瀬町字矢下1132、1133	750	学術	政庁西脇殿・正殿・西軒廊	(4)
		6AJA-J	広瀬町字矢下1131			政庁西脇殿・西内溝・西軒溝	
3-2次	1994	県調査区	広瀬町字仲土居、龜山市能褒野町字仲土居	2700	県緊急	溝	(5)
4次	1995	6AJA-A-5	広瀬町字矢下1132、1133	254	学術	政庁西内溝・西隅楼	(6)
		6AJA-A-6	広瀬町字荒子1135			政庁後殿	
		6AH-B	広瀬町字仲起1227-1			政庁北外溝	
4-2次	1995	県調査区	広瀬町字仲土居、龜山市能褒野町字仲土居	1600	県緊急	溝	(5)
5次	1996		広瀬町字丸内	133	市緊急	堅穴住居・溝	(7)
6次	1996		広瀬町字矢下	288	市緊急	溝	
7次	1996	6AGE-A	広瀬町字南野972、972-1、972-2、973	580	学術	掘立柱建物・礎石建物・溝	(8)
8次	1997	6AFB-A	広瀬町字長塚1279-2	632	学術	倒壊瓦・礎石建物・溝	(9)
9次	1997	A地区	広瀬町字矢下	21	市緊急	政府南辺部	(10)
		B地区	広瀬町字矢下	26		政庁西脇殿	
		C地区	広瀬町字仲起	5		溝	
10次	1998	6AFB-B	広瀬町字長塚1279-3、1279-5	1014	学術	礎石建物・溝・土坑	(9)
11次	1999	6AJA-H	広瀬町字矢下1176	188.4	学術	溝	(10)
		6AJA-FG	広瀬町字矢下1175、1175-1	91.5		遺構なし	
		6AJC-A	広瀬町字矢下1093	332.8		溝・礎石建物	
		6AJC-D	広瀬町字矢下1130	250.3		南門	
12次	2000	6AH-CF	広瀬町字仲起1226	207.9	学術	溝	(11)
		6AH-E-B	広瀬町字仲起1229-1	138		遺構なし	
		6AD-C	広瀬町字荒子1018-1、1020-1	259		堅穴住居・溝	
		6AD-D	広瀬町字荒子1017	95.1		掘立柱建物	
		6AD-E	広瀬町字荒子1016	155.8		掘立柱建物	
		6AD-H	広瀬町字荒子1013-1	287		掘立柱建物・溝	
13次	2001	6AHD-AB	広瀬町字仲起1240-3、1237	147	学術	溝	(12)
		6AH-D-C	広瀬町字仲起1240-1、2	484.2		溝・土坑	
		6AH-D-D	広瀬町字仲起1241	83		溝・土坑	
14次	2001	6AEB-AB	広瀬町字仲土居1282-1	246	市緊急	礎石建物・溝	
15次	2002	6AJJ-D	広瀬町字矢下1154	563.5	学術	溝・土坑	(13)
		6ALC-D	西富田町字矢御1015-8	486		溝・土坑・古墳	
		6AJC-G	広瀬町字矢下1125	65.7		溝・土坑	
		6AJE-C	広瀬町字矢下1120-1	68.9		溝	
16次	2002	6AJF-B	広瀬町字矢下1152	204.7	市緊急	溝・土坑・小柱穴	(14)
		6AJH-B	広瀬町字矢下1079	163.5		溝・土坑	
		6AJH-D	広瀬町字矢下1077	198.1		溝・小柱穴	
		6AKF-B	西富田町字東起1333	211.4		土坑	
		6AKG-C	西富田町字東起1359	94.8		掘立柱建物	
		6AKG-E	西富田町字東起1362	113.5		土坑	
		6AKI-B	西富田町字東起1407	118.1		土器棺墓	
		6ALB-B	西富田町字矢御1015-5	522.2		古墳周溝・溝・土坑	
		6AKF-A	西富田町字東起1335、1336、1337、1344	547.7		溝・土坑	
		6AKD-A	西富田町字東起1355	165.7		土坑	
		6AKC-D	西富田町字東起1322	44.3		溝・土坑	
		6AJI-F	広瀬町字矢下1162	53.3		溝	
		6AJE-G	広瀬町字矢下1101	204.1		溝	
		6ALD-C	西富田町字矢御1015-12	203.6		方形周溝墓・古墳周溝・土坑	
		6AJI-B	広瀬町字矢下1114	166.1		溝・小柱穴	
		6AJF-G	広瀬町字矢下1146、1147	91.6		小柱穴	
		6AKF-D	西富田町字東起1322	44.3		土坑・溝	
		6AJI-E	広瀬町字矢下1109	213.2		土坑・溝	
		6AKG-F	西富田町字東起1360	90.4		土坑・溝	
		6ALC-E	西富田町字矢御	5		溝	
17次	2002	6ADB-ABCDE	広瀬町字西野3300	4640	市緊急	掘立柱建物・溝・堅穴住居	
18次	2003	6AJC-F	広瀬町字矢下1126	243	学術	溝	(15)
		6AJD-E	広瀬町字矢下1144	267		遺構なし	
		6ALE-A	西富田町字矢御1015-17	21		遺構なし	
		6ALE-B	西富田町字矢御1015-17	11		遺構なし	
		6ALC-G	西富田町字矢御1015-15・16	48		遺構なし	
		6AEA-A	広瀬町字仲土居1283-2	360		溝・土坑	

表-1 伊勢国府跡調査履歴

## 文献名

- (1) 藤岡謙二郎・西村睦男 1957 歴史地理的にみた鈴鹿市廣瀬町台地の初期歴史時代遺跡群・軍團趾の問題と附近の開発をめぐって『史迹と美術』第279号
- (2) 浅尾悟 1993 『伊勢国分寺跡（5次）長者屋敷遺跡（1次）』鈴鹿市教育委員会
- (3) 新田剛 1994 『伊勢国分寺・国府跡・長者屋敷遺跡ほか発掘調査事業概要報告』鈴鹿市教育委員会
- (4) 藤原秀樹他 1995 『伊勢国分寺・国府跡2』鈴鹿市教育委員会
- (5) 宇河雅之 1996 『長者屋敷遺跡・峰城跡・中富田西浦遺跡』三重県埋蔵文化財センター
- (6) 新田剛 1996 『伊勢国分寺・国府跡3』鈴鹿市教育委員会
- (7) 杉立正徳 1997 『鈴鹿市埋蔵文化財調査年報IV』鈴鹿市教育委員会
- (8) 新田剛 1997 『伊勢国分寺・国府跡4』鈴鹿市教育委員会
- (9) 新田剛・伊藤朋之 1999 『伊勢国府跡』鈴鹿市教育委員会
- (10) 新田剛 2000 『伊勢国府跡2』鈴鹿市教育委員会
- (11) 新田剛 2001 『伊勢国府跡3』鈴鹿市教育委員会
- (12) 吉田真由美 2002 『伊勢国府跡4』鈴鹿市教育委員会
- (13) 吉田真由美 2003 『伊勢国府跡5』鈴鹿市教育委員会
- (14) 吉田真由美 2004 『鈴鹿市考古博物館年報』第5号鈴鹿市教育委員会
- (15) 水橋公恵 2004 『伊勢国府跡6』鈴鹿市教育委員会

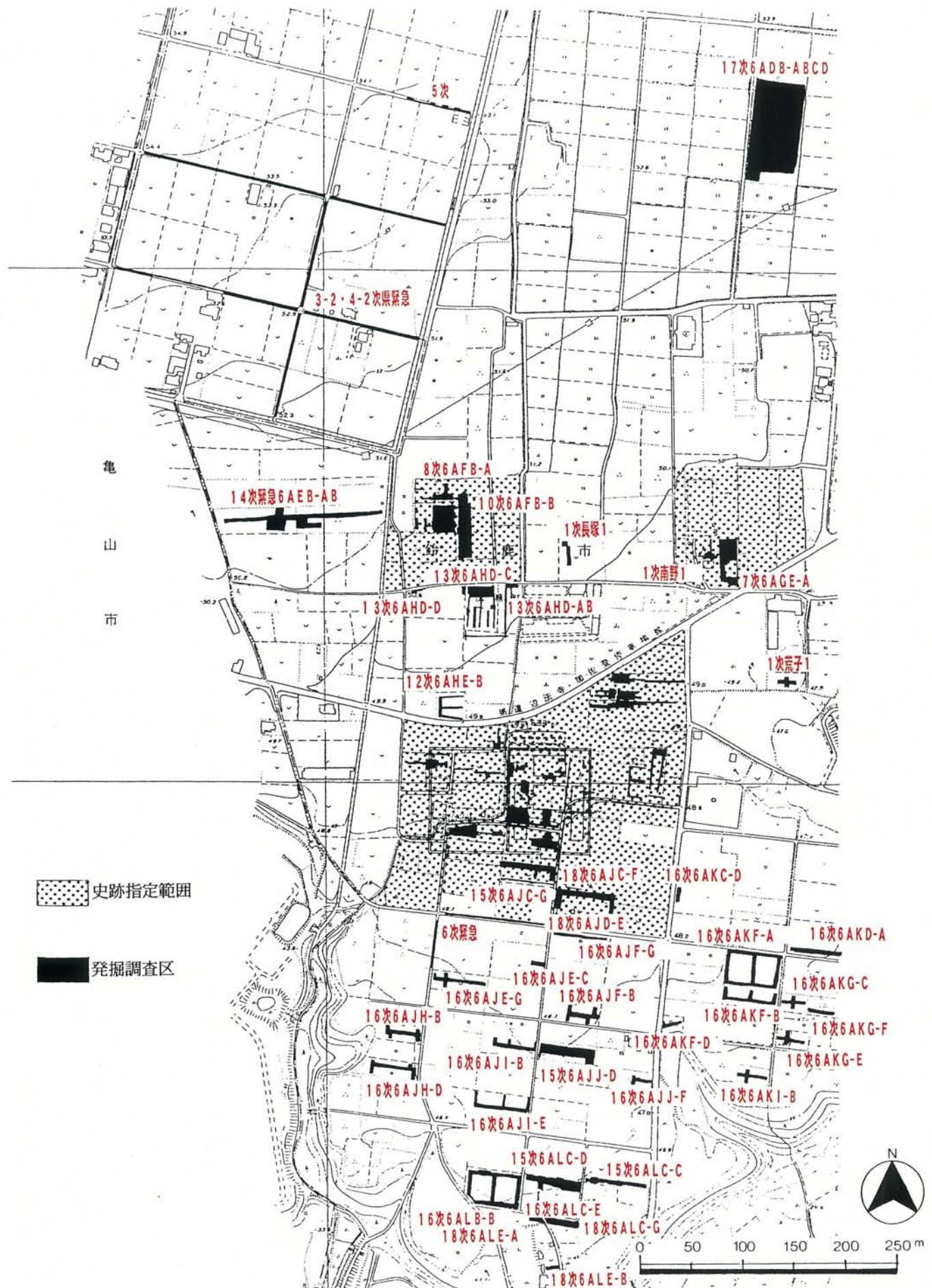


図-2 伊勢國府跡発掘調査区位置図 (1/5,000)

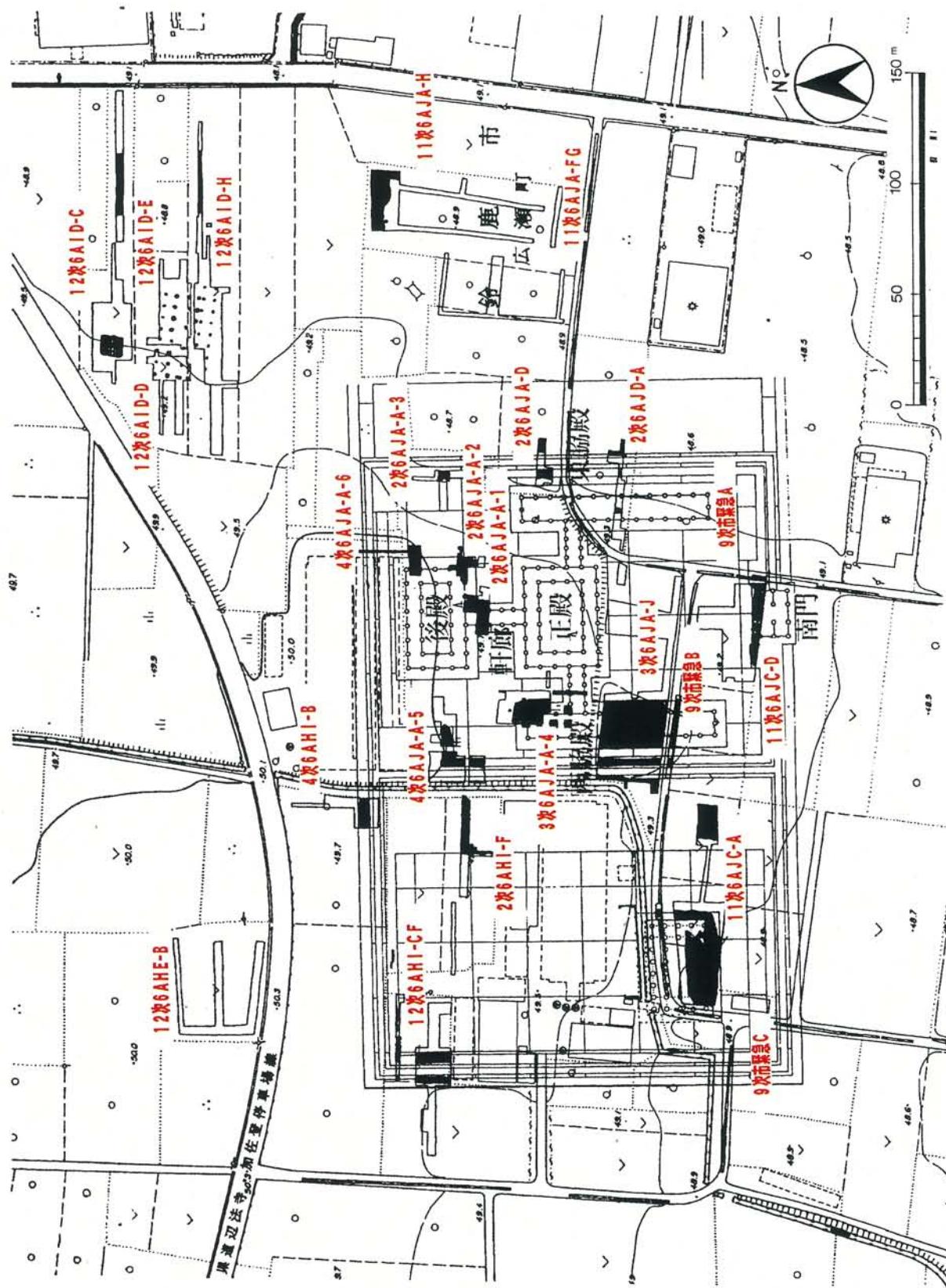


図-3 伊勢国府政府調査区位置図 (1/1,500)

## 2-3 遺構の概要

ここでは、これまでの発掘調査で確認された遺構を地区ごとにまとめる。

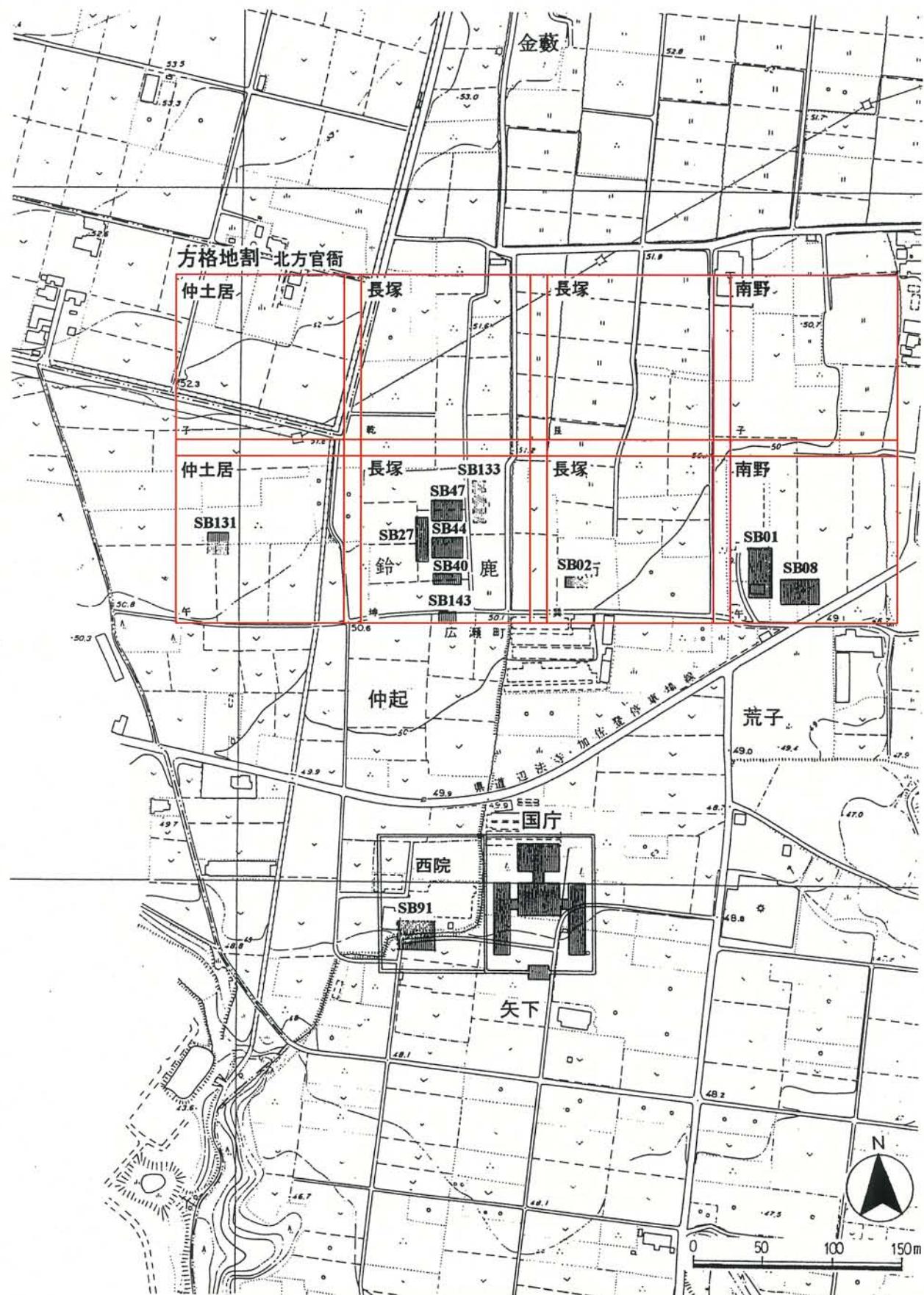


図-4 伊勢国府跡遺構分布状況図 (1/4,000)

## 【政庁（矢下地区）】

かつて藤岡氏によりB地点と名付けられた地区である。瓦葺礎石建物の正殿・後殿・東西脇殿・軒廊からなり、周囲には南北約110m・東西約82mの築地塀がめぐる。想定される門のうち南門のみが確認されている。正殿・後殿・東西脇殿の一部などが基壇をとどめ、正殿で高さ約1m、脇殿で高さ約80cmを測る。正殿・後殿・脇殿で礎石抜取痕が一部残存する。礎石そのものは全く失われ、南門東の溝に落ち込んでいるものが1点出土したのみである。北東および北西隅には隅楼が想定できるものの、遺構は確認されていない。築地塀の内外には土砂採取を兼ねた溝がめぐり、東辺および西辺の外溝は幅約18m、深さ約1mを測る。

建物の柱間には正数尺が用いられる。正殿は12尺等間で桁行7間・梁間5間の四面庇付建物が復元できる。後殿は正殿と桁行を同じくし、梁間は1間分減じる。脇殿は梁間が10尺等間、桁行が12尺等間で、梁間2間・桁行10間以上に及ぶ。北軒廊は、南北10尺×5間、東・西軒廊は東西8尺×5間となる。礎石抜取痕が全く残らない南門は、基礎地形の規模と足場穴の位置から、東西が $12+15+12$ 尺、南北が12尺×2間の八脚門と想像されている。これら政庁建物の平面プランには、46尺ないしは92尺方眼が基準として用いられているらしい。建物方位は西に1度強く傾く。

正殿と後殿および脇殿を軒廊で結ぶ建物配置は近江国庁に酷似する。建替の痕跡は確認されていないが、西軒廊の版築中には瓦片が含まれており、瓦片を含まない正殿・後殿・西脇殿とは時間差が窺える。基壇化粧や基壇整形の痕跡が認められないなど、建設の最終工程が欠如している可能性が高い。仮称西隅楼にあたる場所には鉄滓・轍羽口・瓦・土器片を含む土坑があり、政庁の廃絶時期を考察する上で重要である。

軒瓦には重圈文軒丸瓦・重廓文軒平瓦が用いられ、少量加わる唐草文軒平瓦は平城宮6719A型式と同范である。当遺跡内に多い文字押印瓦も政庁においては乏しい。

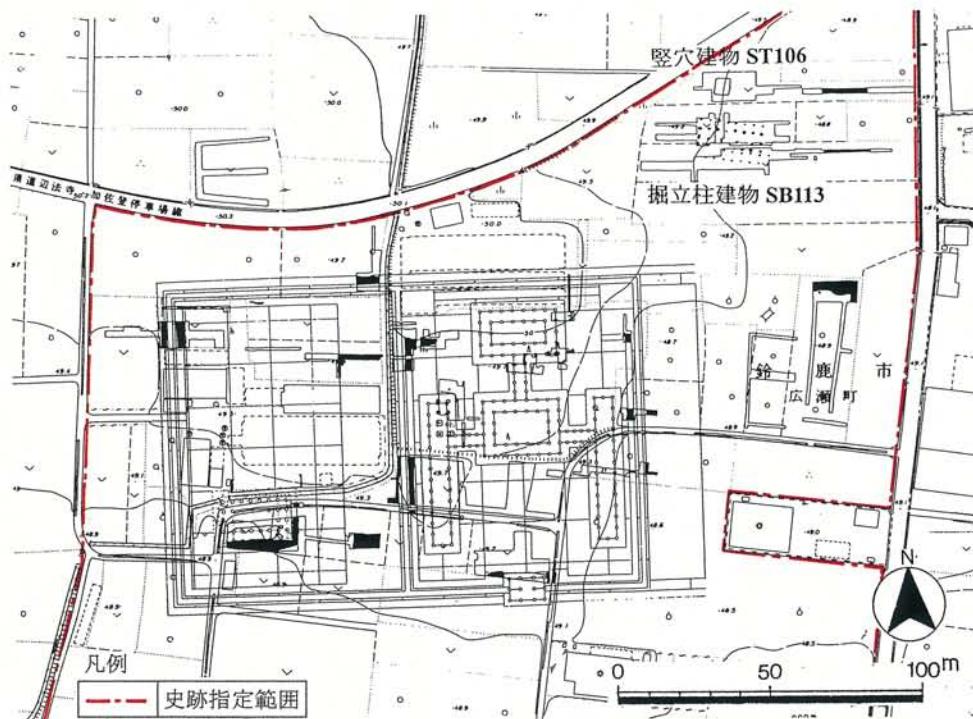


図-5 国庁周辺（矢下、仲起、荒子地区）遺構分布図（1/2,000）

## 【西院（仲起地区）】

政庁の西に付設される区画で、政庁と南北規模を同じくする。政庁と同じく遮蔽施設に囲まれるが、瓦の出土は少なく、北・西・南面については上土塀のような非瓦葺の築地塀や土塁が想定される。東西規模は約65mを測り、内部に東西棟建物SB91が想定されている。SB91は建物周囲の溝・足場穴と思われる小穴・かろうじて残る基礎地形の一部などから復元される建物で、東西21mほどと考えられる。

周囲から出土した瓦類には、丸瓦、平瓦があり、「人」・「上」・「丁」などの文字押印瓦が出土した。

## 【南野地区】

藤岡氏によるA地点で、高さ50cmほどの基壇と礎石の一部（南北棟建物SB01）が現存する。SB01の東からは東西棟建物SB08や掘立柱建物SB09が検出された。建物方位はほぼ座標北か、もしくは西へ1度ほど傾く。

SB01は南北30m以上の建物で、桁行14尺×8間、梁間10+12+12+10尺の二面庇付建物になると考えられる。SB08は南北14mほどの建物で、政庁後殿SB03と同規模である可能性を想定している。SB01・08はともに版築内に瓦片を含む。

大量に出土した瓦類には完形のものが多く、鬼瓦や文字押印瓦「水」なども出土している。軒瓦は乏しい。SB08南の溝からは鉄滓や輔羽口が多く出土している。



図-6 南野地区遺構分布図 (1/2,000)

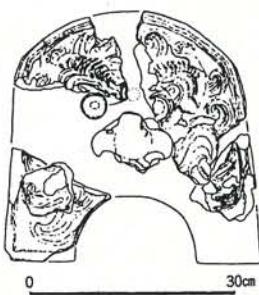


図-7 伊勢國府跡鬼瓦

## 【長塚地区】

基礎地形や足場穴の確認により、東西棟建物SB40・44・47、南北棟建物SB27の存在が明らかになった。建物の配置はほぼ座標方位に一致すると思われる。SB27は桁行10尺×10間程度、梁間10尺×2間と想像される。SB27の西には幅約9mの大溝があり、その内部からは葺あしをとどめる丸瓦・平瓦が大量に検出された。これらの落下瓦は、SB27が西へ倒壊したことに由来するものと考えられている。SB27の北および東に隣接する土坑や溝には一部新旧関係が認められ、新しい土坑は、建物廃絶に伴う土坑と考えられている。

瓦類には、丸瓦・平瓦の他に重圏文軒丸瓦・重廓文軒平瓦・鬼瓦や「人」・「宿」などの文字押印瓦がある。政庁や南野地区よりも比較的多く出土した土器類の年代から、8世紀末ないしは9世紀初頭の廃絶が考えられる。

建物群の南方からは、遮蔽施設に伴うと見られる二条の東西溝が検出され、瓦葺で礎石立ちの門があつたと推測されるとぎれ部分が確認された。

これら建物群とは別に、東へ約100mの地点からは、建物に伴う可能性がある砂利敷遺構が見つかっている。

## 【仲土居地区】

道路改良に伴う緊急調査により多数の溝が検出された。これらの溝の位置関係等から、一辺120m単位で、かつ座標北から1度ほど西へ傾く方格地割が想定された。その規模は東西5区画・南北6区画および、12m幅の道路を伴い、かつ政庁を含むというものであった。ただしその後の調査結果や極東米軍撮影の写真に残る地割から見て、広範囲にわたる整然とした街路区画の存在は疑わしく、計画が広範囲に及んでいた可能性は残るもの、実際にある程度施工されたのは、東西4区画・南北2区画の範囲内と考えられる。

南区画の西・北辺や北区画の西辺では、築地塀などの遮蔽施設に伴うと見られる二条の溝が検出されたが、溝が途中で途切れる箇所も確認された。南区画の内部には瓦葺礎石建物が1棟検出されている。

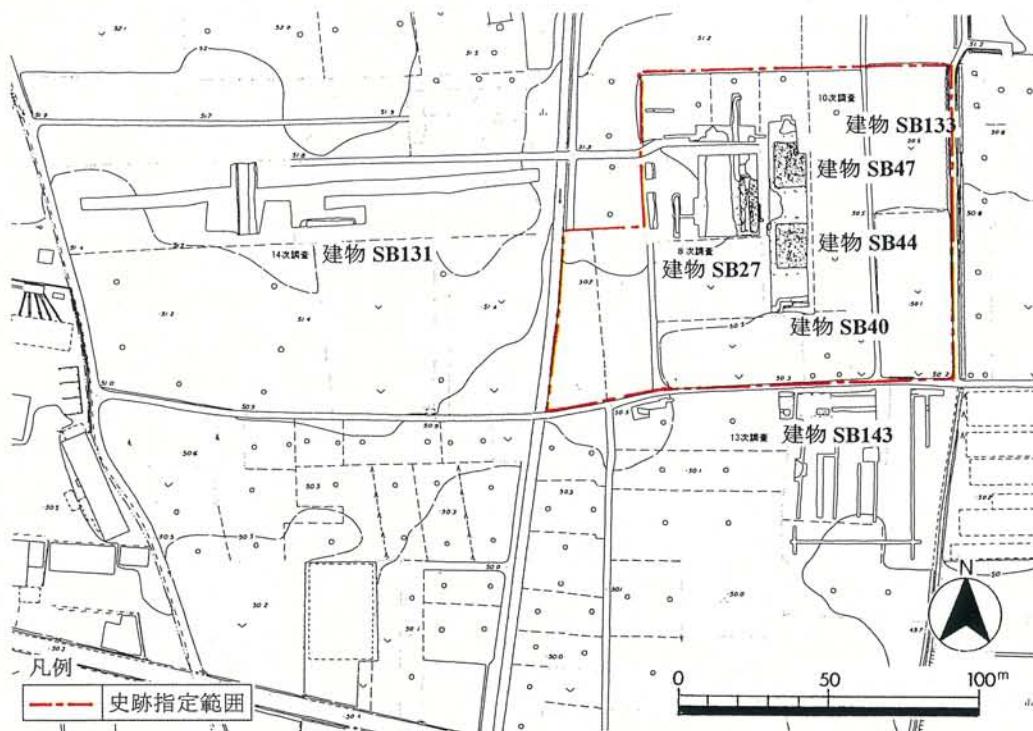


図-8 長塚・仲土居地区遺構分布図 (1/2,000)

## 【その他】

政庁北東に隣接する荒子地区からは竪穴住居と建替のある掘立柱建物が各1棟と溝1条、遺跡北西端の丸内地区からは竪穴住居が2棟検出されている。

政庁から南に広がる台地上の平坦面では、古代の遺構は若干検出されているものの、現在のところ政庁南門から南へ続く道や掘立柱建物群は確認されず、整然と官衙が立ち並ぶような空間ではなかったようである。

## 【遺物の概要】

出土遺物の大部分を瓦類が占める。丸瓦は玉縁式、平瓦は一枚作りで、軒丸瓦は一本作りである。軒丸瓦は重圈文が11型式、軒平瓦は重廓文が6型式と唐草文が1型式、鬼瓦は鬼面文が1型式と認められる。文字押印瓦には「宿」・「人」・「上」・「小」・「水」・「三」・「首」・「川」・「申」・「羊」・「大」・「手」・「守」(裏文字)・「天」・「丁」・「中？」・「工」・「前？」など20数種が知られる。

わずかに出土している土器類は、8世紀後半から9世紀初頭までの土師器・須恵器、時期の離れる灰釉陶器などである。官衙遺跡に通有の墨書き土器・帯飾り・定型硯などは今のところ皆無である。

## 【まとめ】

- 十数年の調査で明らかになった長者屋敷遺跡における伊勢国府跡の特徴は、以下のとおりである。
- ①政庁は、規模・建物配置ともに近江国庁と酷似する。
  - ②政庁建物は基壇化粧を欠く。
  - ③政庁西隣には付属施設がある。
  - ④政庁北方には、一辺120m四方の区画と約12mの道路からなる方格地割が、現在のところ東西4区画、南北2区画までは想定される。南側の区画列には内部に瓦葺礎石建物などが存在する。
  - ⑤北方官衙の築地塀に伴う溝は、区画を全周しない箇所がある。
  - ⑥礎石建物・溝以外の遺構が少なく、柱穴・土坑の検出は稀である。
  - ⑦出土遺物はほとんど瓦類であり、軒瓦では、難波宮式系の重圈文軒丸瓦・重廓文軒平瓦が大半を占めるが、難波宮や平城宮の典型的なものとは意匠が異なる。
  - ⑧政庁から少量出土する平城宮跡6719A型式同范瓦の存在により政庁は8世紀中頃以降に創建された。
  - ⑨出土土器は非常に少ないが、8世紀末～9世紀初頭頃のものがあり、この頃に廃絶したと考えられる。
  - ⑩移転先の候補地としては、地名を残す国府町の三宅神社周辺と考えられる。周辺の調査では、直接、国府を示すような考古学的知見は得られていないものの、規則的に配置された大型の掘立柱建物や、文字瓦を含む瓦の出土など、一般集落とは考えにくい性格の遺跡も見つかっている。

参考・引用文献（鈴鹿市教育委員会・三重県埋蔵文化財センターによる調査報告をのぞく）  
宇河雅之 1997 「伊勢国府の方格地割」『研究紀要』第6号 三重県埋蔵文化財センター  
辻 公則 1996 「国府政庁の規格性～近江国・伊勢国について～」『鈴鹿市埋蔵文化財調査年報III』  
新田 剛 2002 「伊勢国府跡の発掘調査」『日本歴史』9月号  
山崎信二 1994 『平城宮・京と同范の軒瓦および平城宮式軒瓦に関する基礎的考察』  
村山邦彦 1992 「鈴鹿市広瀬長者屋敷遺跡の研究」『古代学研究』128号

## 第3章 史跡指定地及び周辺の概況

### 3-1 指定状況

名称 : 伊勢国府跡

所在地及び地域 : 三重県鈴鹿市広瀬町

字南野968番、968番ノ1、969番、970番、971番、972番、972番ノ1、972番ノ2、973番、973番ノ1、974番ノ1、974番ノ2、974番ノ3、975番ノ1、975番ノ5

同 字荒子1012番ノ1、1013番ノ1、1014番ノ1、1015番、1016番、1017番、1018番ノ1、1019番ノ1、1020番ノ1、1021番ノ1、1022番ノ1、1023番ノ2、1026番ノ2、1041番ノ2、1042番ノ1、1043番、1044番、1045番ノ1、1045番ノ4、1046番ノ1、1046番ノ2、1047番、1049番、1050番

同 字中起1226番、1227番ノ1、1228番ノ1、1657番のうち実測248.40平方m

同 字矢下1087番、1088番、1089番、1090番、1090番ノ1、1091番、1092番、1093番、1094番ノ1、1094番ノ2、1095番、1096番、1123番、1126番、1127番、1128番、1129番、1130番、1131番、1132番ノ1、1132番ノ2、1133番ノ1、1133番ノ2、1134番、1135番ノ1、1135番ノ2、1136番、1137番、1138番、1139番、1140番、1141番、1142番、1143番、1144番、1145番ノ1、1145番ノ2、1168番、1169番、1170番、1171番、1172番、1174番、1175番、1175番ノ1、1176番、1177番

同 字長塚1242番、1279番ノ1、1279番ノ2、1279番ノ3、1279番ノ4、1279番ノ5

同 字中土居1280番ノ3

同 字西野3380番、3381番、3382番、3383番の地域に介在する道路敷及び堤塘敷、三重県鈴鹿市広瀬町字矢下1087番と1097番に挟まれる道路敷、同字矢下1124番と1145番ノ2に挟まれる道路敷から1125番と1143番及び1144番に挟まれる道路敷までを含む。

### 指定理由

ア 基準 : 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準

(昭和26年文化財保護委員会告示第2号) 史跡の部二による。

イ 説明 : 古代伊勢国の政治の中心地である国府跡で、国庁は基壇の遺存状況が極めて良好である。東西二つの院が並び、東の院に正殿、後殿及び二つの脇殿を配置。数百メートル離れた他の2地区にも大型建物跡が残る。また、周辺は都城の条坊に類似した土地区画の存在も指摘されている。国府全体の構造が把握でき重要である。

官報告示 : 平成14年3月19日付け 文部科学省告示第38号

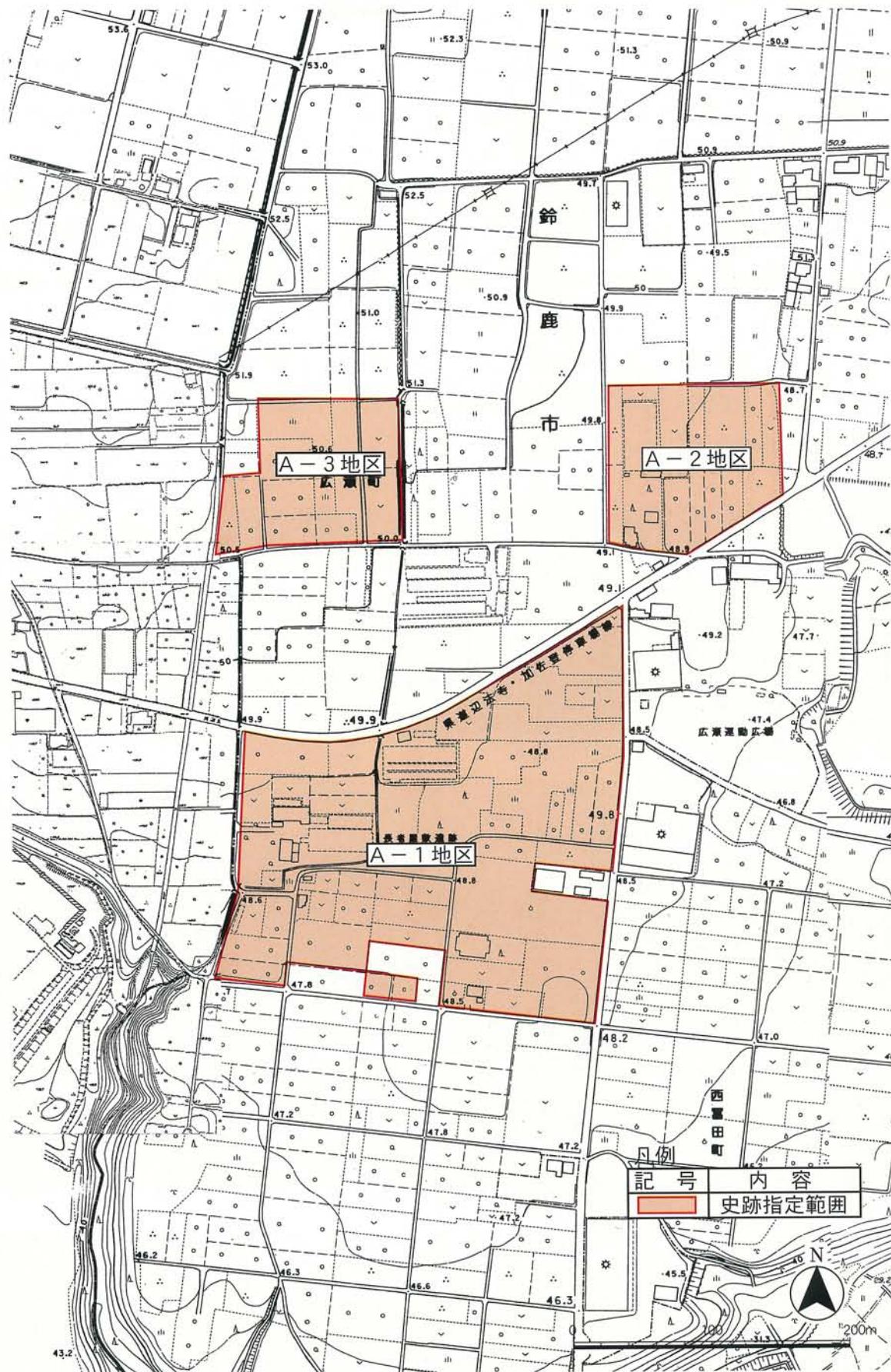


図-9 伊勢国府跡指定範囲図

### 3-2 史跡指定地及び周辺の現状

#### (1) 自然条件

##### 【史跡指定地】

史跡指定地は3地区に分かれており、政庁跡（A-1地区）と、北方官衙跡（東側－A-2地区、西側－A-3地区）からなっている。

地形は、3地区とも県道辺法寺・加佐登線を挟んで北側が標高48.9m～51.3m、南側が標高47.8m～49.8mと、おおむね北西から南東方向にかけてのゆるやかな下り勾配となっている。指定面積の広いA-1地区では史跡指定範囲の北西端と南東端で約2mの標高差が見られるが、A-2・A-3地区を含め概ね平坦な地形である。

各地区とも茶畠、野菜畠等の広がる農地であり、その中に民家や家畜舎、農作業小屋等の構造物が点在しているものの、全般的に牧歌的田園景観を呈している。一部政庁跡にヒノキ林がみられるが、これといった特異な植生はみられない。

##### 【現況写真】



写真－1 A-1地区北西端から史跡指定地を見る



写真－2 A-1地区南西端から史跡指定地を見る



写真－3 A-1地区中央部から西側を見る

【現況写真】



写真－4 A-2地区北東端から史跡指定地を見る



写真－5 A-2地区南西端から史跡指定地を見る



写真－6 A-3地区北西端から史跡指定地を見る



写真－7 A-3地区北東端から史跡指定地を見る

### 【史跡指定地周辺】

A-1、A-2、A-3地区の史跡指定地の周辺の標高は南側で標高47.8m～48.5m、北側で標高48.7m～51.9mとなっており、最大で約4mの標高差がある。しかし、地形は概ね平坦で、周辺を歩いていてもほとんど勾配を感じることはない。

一帯の景観は、田園風景の広がるのどかな景色である。視覚的には空と緑が大半を占めており、手入れされた茶畠や野菜畠の中に、ところどころ休耕地や草地が見られる。また大型の家畜舎やそれに連なる数棟の家屋あるいは農業用の小屋等も見られ、このような部分的に立つ建物等は低いものが中心である。しかし、歩いているとこれら建物等により視界が遮られる印象を受ける。また史跡指定地地区間に生垣や大型構造物がある他、雑草が生い茂っている箇所もあり、各地区間同士の見通しはききにくい。

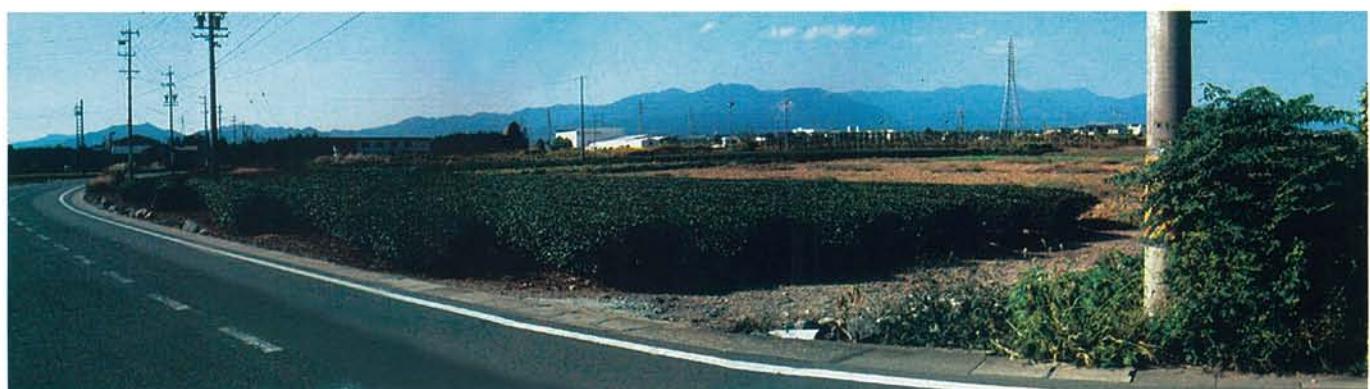
### 【現況写真】



写真－8 A-1地区南端中央から史跡指定地外南側を見る



写真－9 A-1地区北端中央から県道辺法寺・加佐登停車場線を挟んでB地区方向を見る



写真－10 A-1地区北端中央から県道辺法寺・加佐登停車場線を挟んでC地区方向を見る

【現況写真】



写真－11 A-2地区北東端から北側史跡指定地外を見る



写真－12 A-2地区南西端からA-3地区方向を見る



写真－13 A-3地区南東端からA-2地区方向を見る

## (2) 社会条件

### ① 土地所有

史跡指定地は3地区に分かれているがうちA-1地区は51,660.49m<sup>2</sup>、A-2地区は11,693.00m<sup>2</sup>、A-3地区は10,586.88m<sup>2</sup>で合計面積は73,940.37m<sup>2</sup>である。

この範囲にかかる土地所有状況は、道路・水路部分が市有地（401.28m<sup>2</sup>）となっている以外は、現在のところすべてが民有地（73,539.09m<sup>2</sup>）である。ただし、この面積に含まれない里道は国有地である。現状としては道以外の面的な土地はすべて民有地であり、公有化はまったくなされていない状況にある。

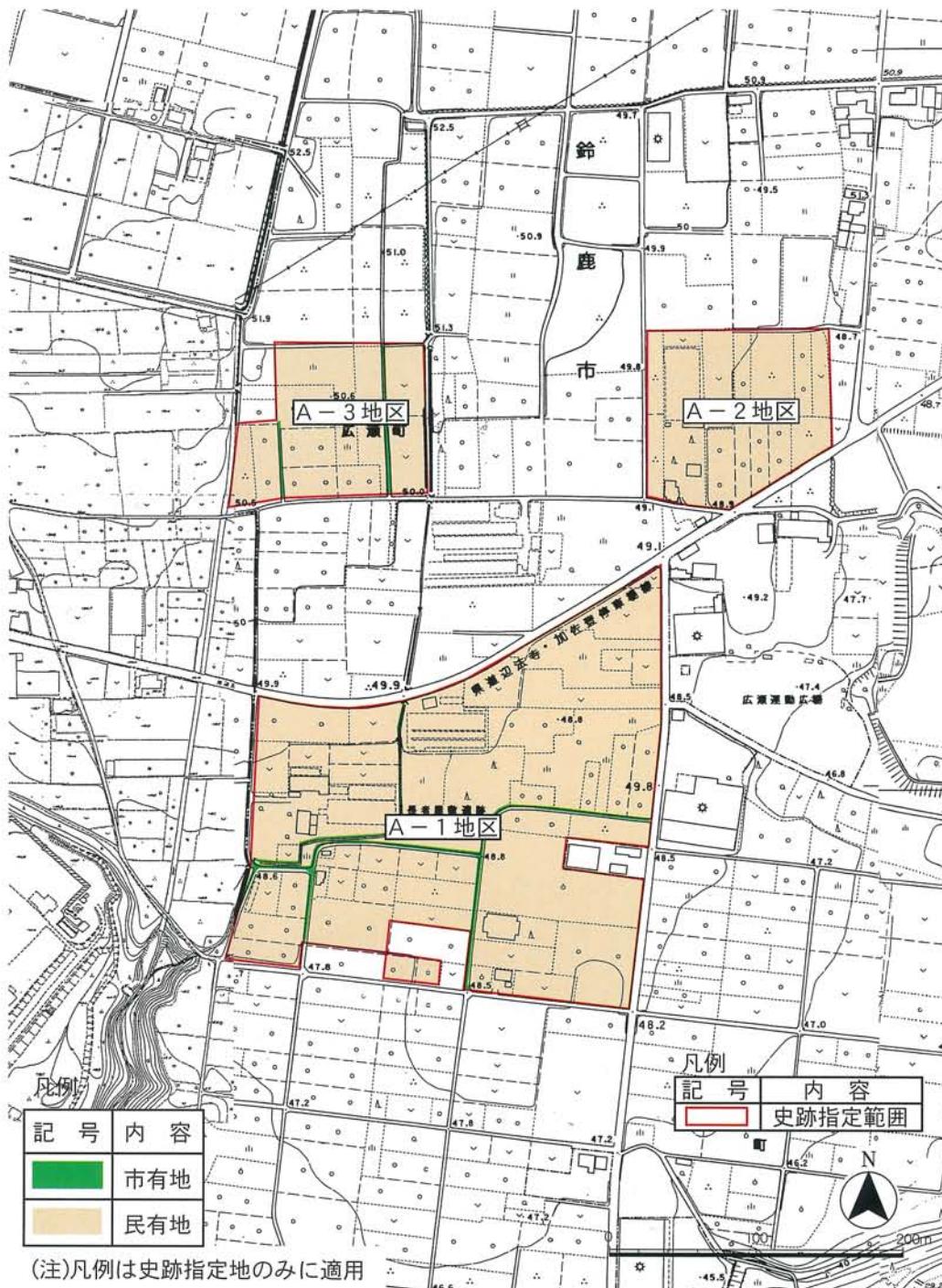


図-10 史跡指定地の土地所有状況図

## ② 土地利用

### 〈史跡指定地〉

史跡指定地の土地利用状況は、主に茶畠、野菜畠、果樹、樹木等の農地となっており、農作業用の小屋や牛舎、豚舎などが点在している。指定地内には数軒の民家も見られるが、これらの家屋は牛舎や豚舎に隣接しており、特に住宅地としての利用はされていない。

建物等の分布状況は、A-1・A-2・A-3地区ではA-1地区に多く、次にA-2地区で、A-3地区には工作物は見られない。いずれも平屋もしくは二階建ての低い建物である。また茶畠の周囲には送風機が設置されている他、電柱が所々に立っている。

主要な遺構のある土地の上には建物等は見られないが、部分的に道路が敷かれている箇所がある。また政庁跡部分は現在、ヒノキが茂る樹林地となっている。

※なお、史跡指定地一帯は、史跡指定以前には茶・サツキ等の栽培とともになう天地返しが頻繁にあり、遺構が損なわれることがあった。史跡指定後、現在までは現状変更等の許可申請はないが、植木等による現状の変更は、今後も出てくる可能性があると考えられる。

### 〈史跡指定地周辺〉

史跡指定地周辺の土地利用も主に農地として利用されており、その他の利用状況は史跡指定地と同様である。住宅地が点在しているが、比較的まとまった住宅地でもA-1地区の北約600m付近に位置しており、他数軒の家屋も史跡指定地の北側周辺に分布し、南側にはほとんど見られない。

その他の建物等の分布状況としては、A地区の東側にリサイクル工場や木材屋等が建っており、A-1・A-2・A-3地区のほぼ中央には家畜舎等の工作物がある。またA-3地区の北西角付近には鉄塔が建っており、史跡指定地の北側を約250m間隔で東西方向に並んでいる。

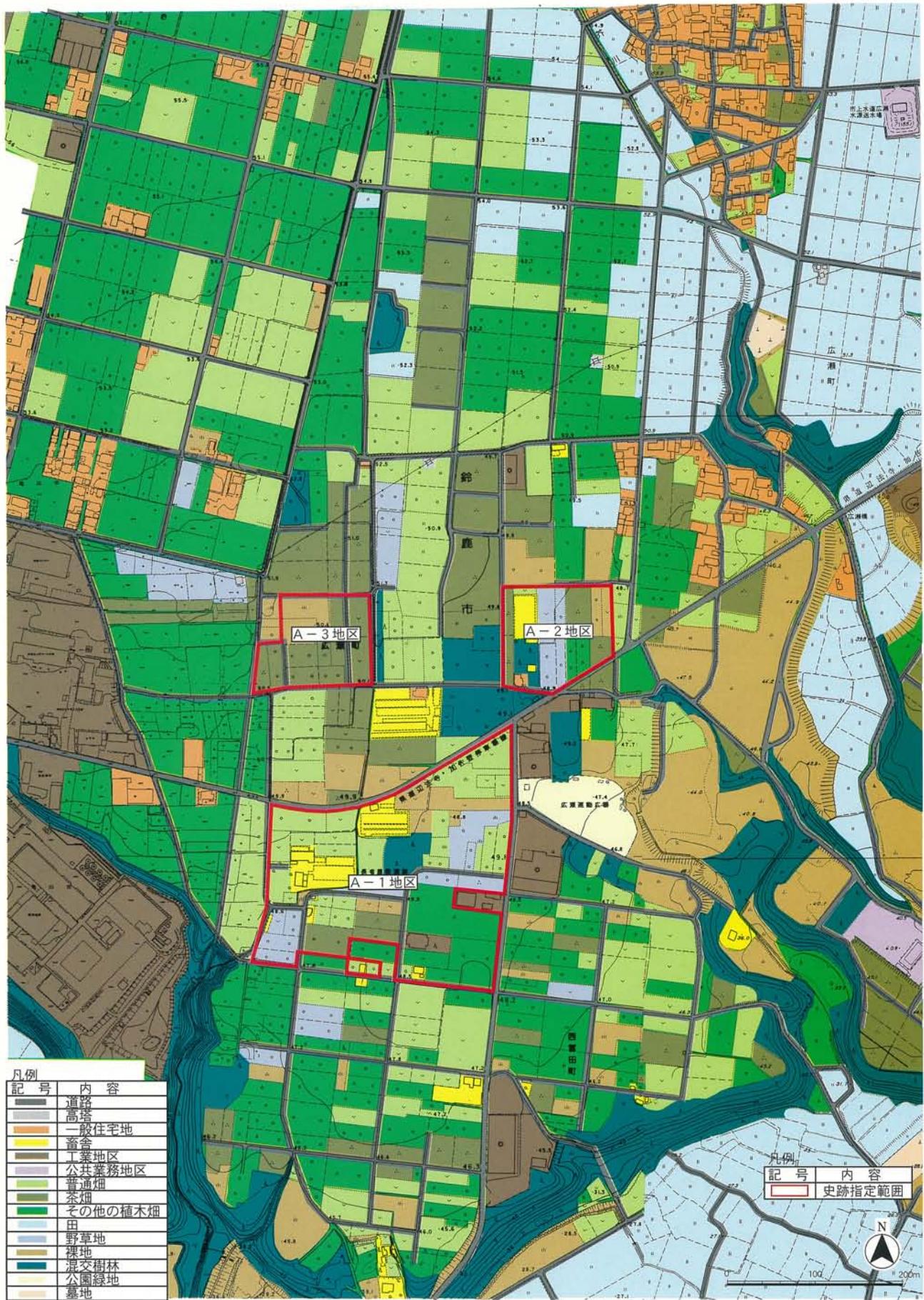


図-11 現況土地利用図

### ③ 法規制

史跡指定地に係る文化財保護法以外の法的規制としては次のものがある。

- ・都市計画法－都市計画区域（市街化調整区域）
- ・農業振興地域の整備に関する法律－農業振興地域（農用地区域）（部分的に）

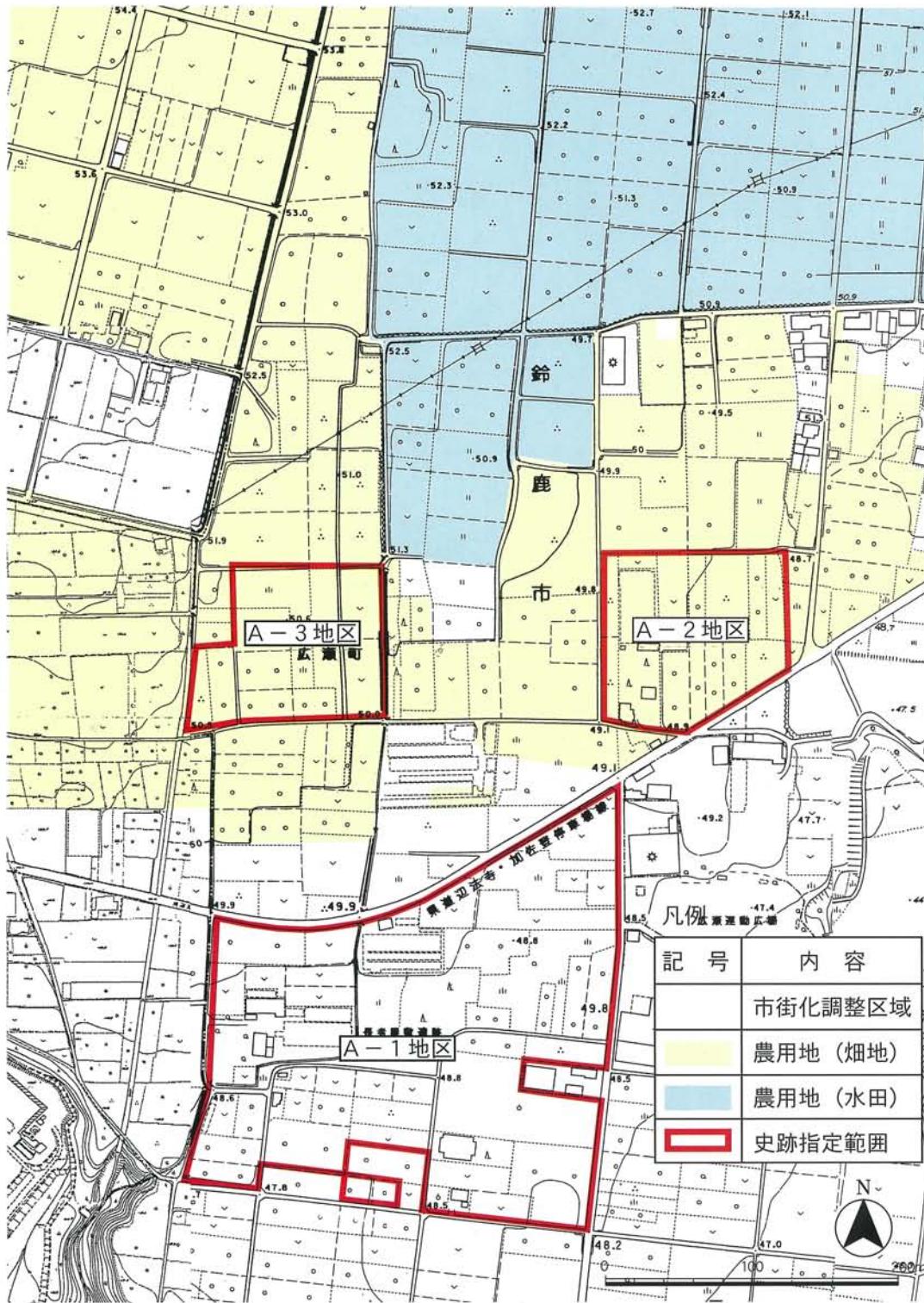


図-12 法規制図

#### ④ 整備等

これまでの整備としては、平成14年度に伊勢国府跡の解説板をA-1地区の東隣に接する広瀬運動広場の駐車場に、政庁跡の解説板をA地区の政庁跡前にそれぞれ設置した。

また、アクセス道である県道辺法寺・加佐登停車場線にも、A-1地区の北東角にあたる付近に『国史跡 伊勢国府跡→100m』の道路標識を設置した。

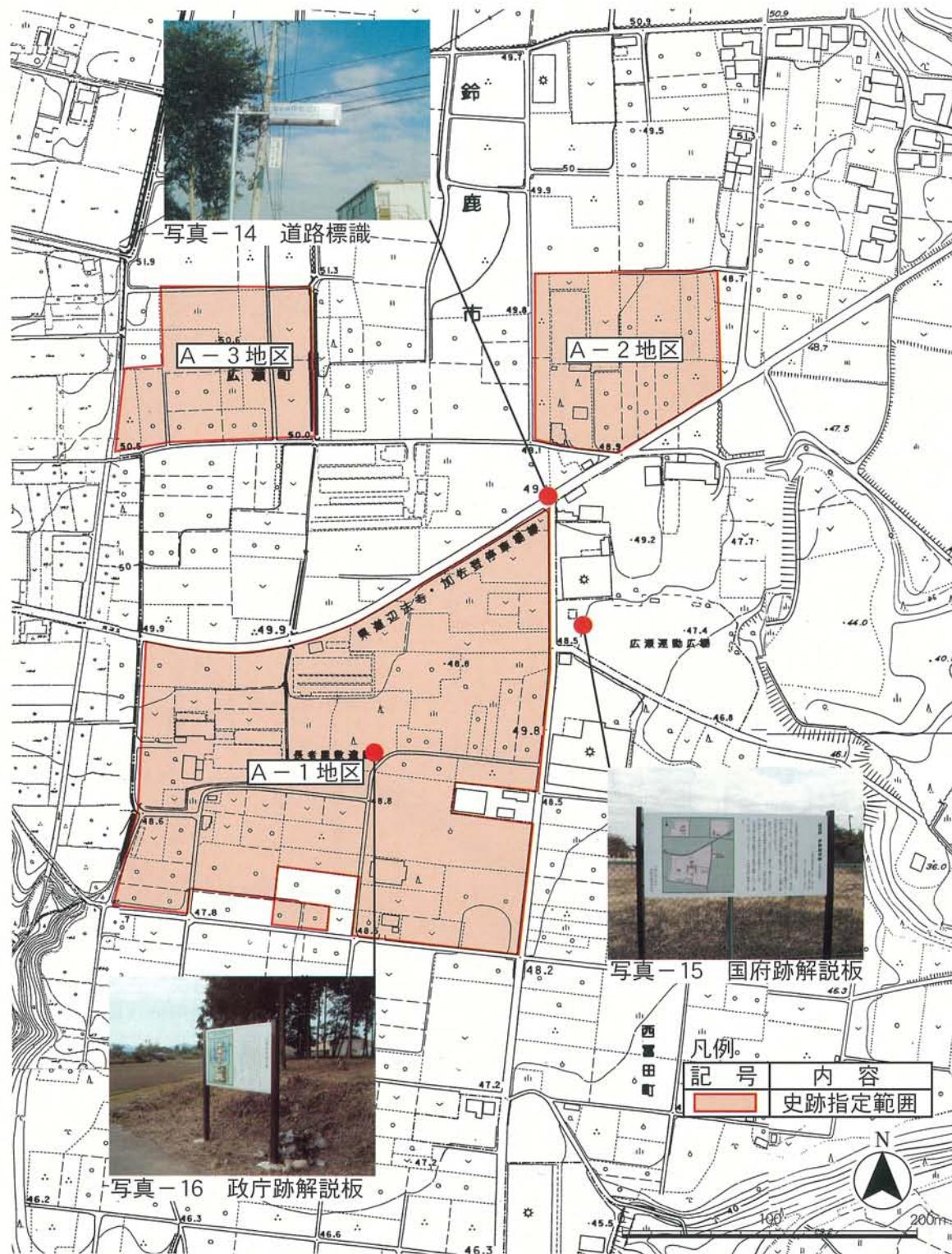


図-13 整備状況図

## 第4章 保存管理計画

### 4-1 計画の対象範囲

伊勢国府跡の史跡指定地は3地区に分かれ、計73,940.37m<sup>2</sup>の面積を有するが、かつての国府域は古代瓦の散布範囲等から東西600m、南北800mとも推定されている。伊勢国府跡（長者屋敷遺跡）の発掘調査が本格的に開始されたのは平成4年からであり、以後継続的な調査が実施され、その成果を受けた遺跡の一部が史跡指定を受けたが、遺跡の全容の解明には至っていない。特に国府域については明瞭な領域が設定されていなかったとみるむきもあり、また本国府跡の遺構は8世紀中頃の創建からわずか半世紀で廃絶したとみられることから、明瞭な国府域というより、政庁を中心として周辺に徐々に点的に官衙等が整備されていた段階で廃絶したとも推定される。よって現段階で国府域として一定の範囲を線引きすることは困難であるが、ここでは関連する周知の埋蔵文化財包蔵地を保存管理計画の対象範囲とするものとする。

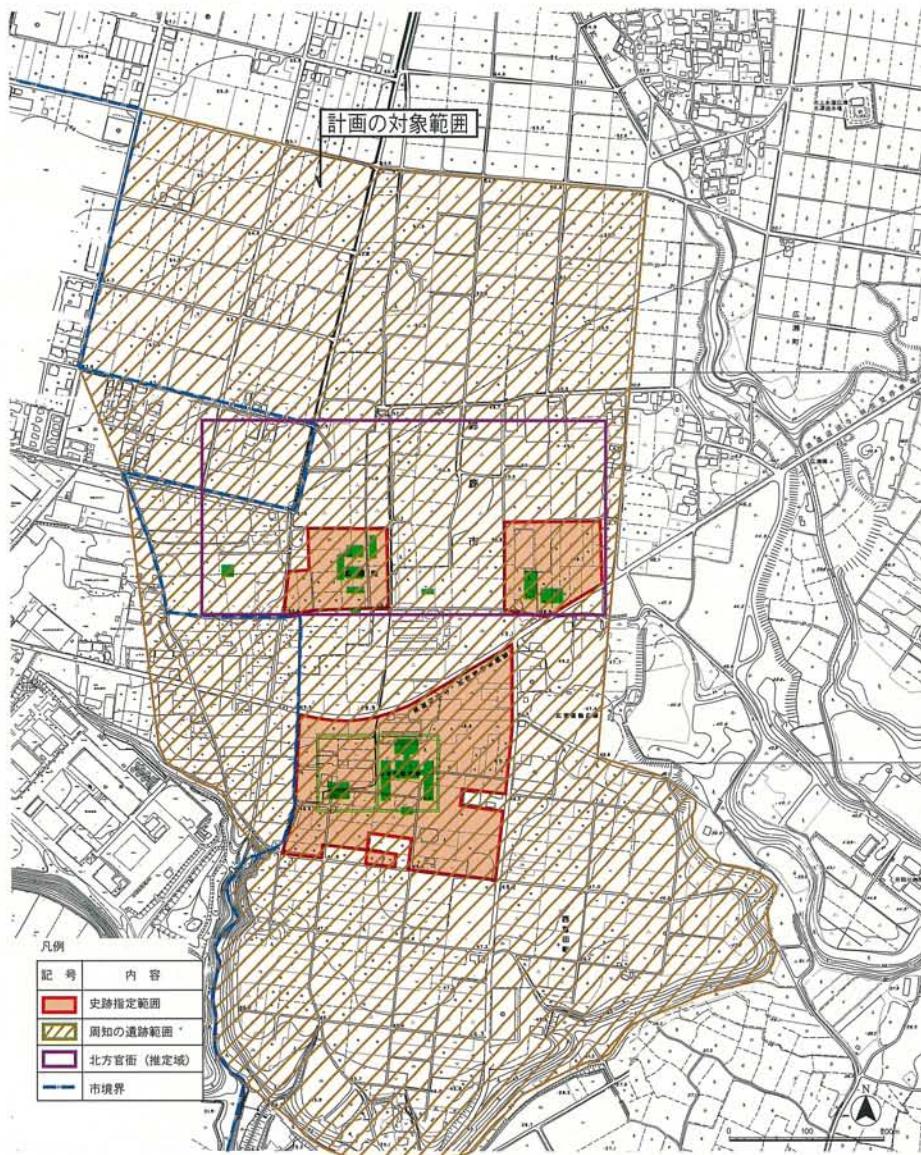


図-14 計画の対象範囲図

## 4-2 保存管理の基本方針

鈴鹿川中流北側の河岸段丘上にある長者屋敷遺跡は、近年の発掘調査によって奈良時代中頃から平安時代初めまでの伊勢国府跡であることが明らかになった。本遺跡は、古代伊勢国の政治の中心地である国府跡で、基壇の遺存状況が極めて良好な東西2つの院からなる政庁跡やその周辺の大型の国府関連施設や都城の条坊に類似した土地区画など、国府全体の構造が把握できる重要な遺跡として、平成14年3月19日に国の史跡に指定された。7ha余りに及ぶ史跡指定地は、政庁跡等中枢施設のあるA-1地区（中起・荒子・矢下地区）を中心に、その北東にあるA-2地区（南野地区）、北西にあるA-3地区（長塚・仲土居・西野地区）の3ヶ所に分かれている。これら3ヶ所の史跡指定地の大半は現在民有地であり、史跡周辺と同様に農地などとして利用されている。

保存管理計画の策定にあたっては、このように分散する史跡の一体的な保存管理が望まれるとともに大半は民有地であることから、住民意向を反映した上で、史跡等の保存並びに周辺の景観保全と住民生活の調和を図る必要がある。

また現在の史跡指定地は国府域の一部であり、これまでの発掘調査では関連遺構が史跡指定地周辺からも検出されており、史跡指定地内外の今後の調査とその成果を受けた追加指定等による伊勢国府跡全域の保存や、国府域周辺も含めた景観の保全も望まれるところである。

また活用面からは、遺構の現状保存だけでなく、公有化、整備等による公開も求められるところである。このような状況を踏まえ、伊勢国府跡の保存管理の基本方針を以下のように設定する。

①体系的に継続的な発掘調査等各種調査を行うとともに遺跡の全容の解明に努め、それを厳正に保存する。

②計画の対象範囲は、史跡指定の有無、遺構の分布状況、遺構の内容等により地区の性格を異にしているため、その地区の特性に応じた地区区分を行い、地区毎に保存管理のあり方を定める。

③史跡指定地は3ヶ所に分かれ、遺構の性格等も異なることから、それについて、現状変更に関する基準、土地公有化、発掘調査等の基本的方向性を、また将来の文化財としての保存と公開活用を念頭におきながら、整備の重要度、優先順位等の基本的な方向性を定める。

④史跡指定地外においては伊勢国府跡の遺構はさらに現在の史跡指定地周辺に広がることが想定されることから、史跡指定地を支えるバッファゾーンとして位置づけ、その景観保全等を図り、発掘調査等により重要と判断される箇所については追加指定等も念頭に置いて、保存管理指針を定めるものとする。

## 4-3 保存管理計画

史跡伊勢国府跡の保存管理にあたっては、計画対象範囲の地区特性に応じた地区区分を行い、史跡指定地においては保存管理基準を、史跡指定地外においては保存管理指針を示すものとする。

なお、ここに示した保存管理基準並びに保存管理指針は、その範囲、内容、文言等について、将来の状況を考慮し必要に応じ見直しを検討するものとする。

### (1) 地区区分

計画地をまず史跡指定地と史跡指定地外に分け、さらに遺構の内容等から以下のように地区区分する。

指 定 地	A-1地区－政庁地区
地	A-2地区－東北官衙地区
指 定 地	A-3地区－西北官衙地区
指 定 地 外	B地区－既指定地隣接地区 C地区－その他の周知の埋蔵文化財包蔵地

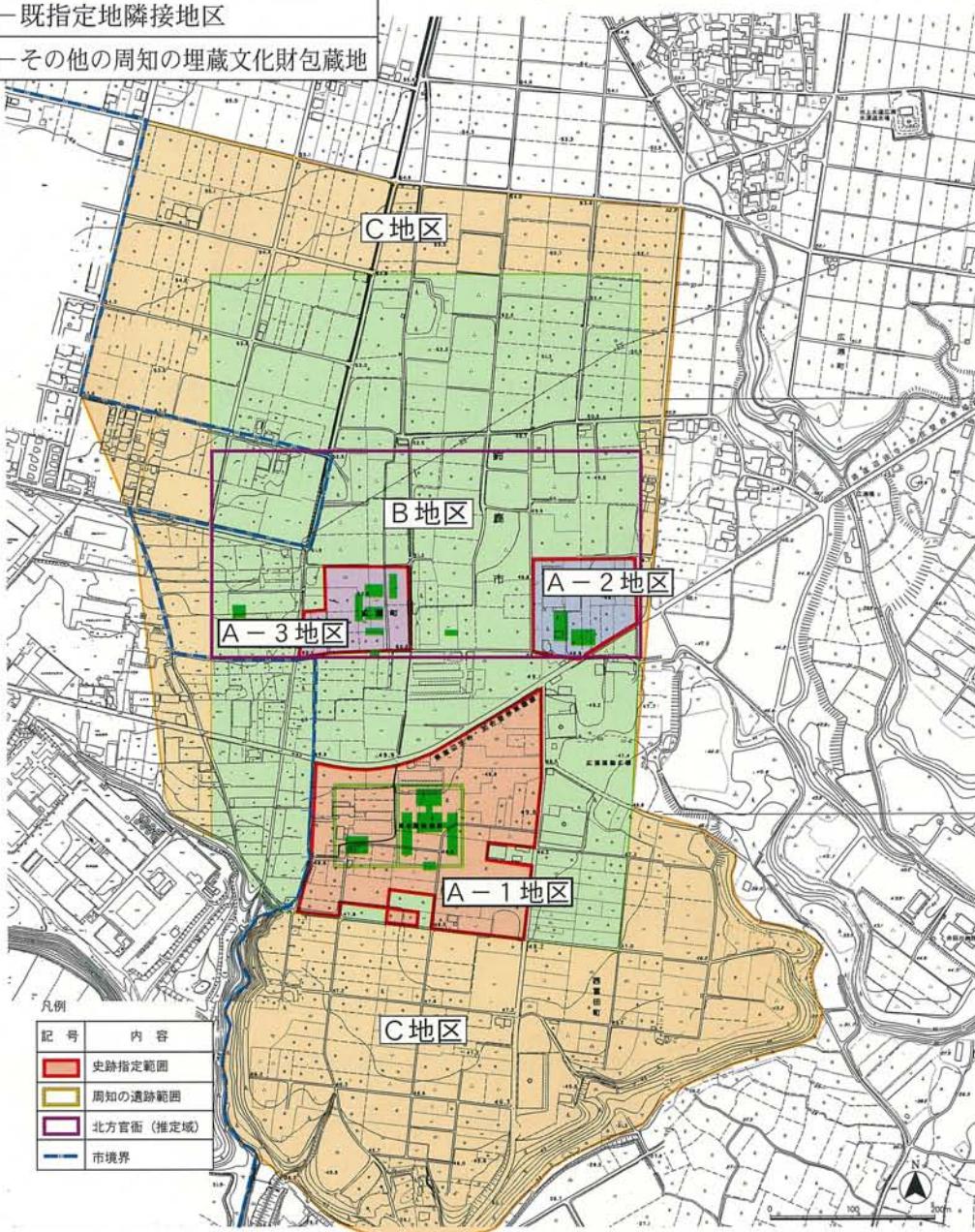


図-15 地区区分図

## (2) 地区別保存管理基準

### ① A-1 地区－政庁地区

#### (地区の概要、位置づけ)

国府の中核施設である政庁跡を中心とする地区。地区のほぼ中央北寄りの地点で東西80m、南北100mの築地で囲まれた正殿、後殿、脇殿、軒廊からなる政庁跡が確認されている。さらに政庁の西側にもほぼ同規模の施設（西院）が存在する。地区の北側を県道辺法寺・加佐登停車場線が斜めに通っている。西側は亀山市に接している。現在、地区のほとんどは農地で、畑地、植木畑などとして利用されている他、比較的規模の大きい農業用倉庫などもみられる。正殿、後殿、東脇殿の一部の基壇が約1m程の土壇状の高まりとして現在も残り、国府跡のシンボル的存在となっている。土壇上にはヒノキが植えられ、ランドマークとなっている。鈴鹿市教育委員会では史跡指定後に、この土壇付近及び地区の東端に解説板及び案内板を設置している。国有水路、市道を除き全て民有地である。

伊勢国府跡において、唯一土壇状の高まりとして地上に遺構の存在が確認でき、また国府の中核的施設（政庁）の跡地として、他の地区に先駆けて公有化と先導的な保存並びに活用が求められる地区もある。

#### (現状変更)

- ・原則として調査研究、保存活用以外の現状変更は認めない。
- ・公共・公益上必要な施設や文化財の保存管理施設及び現状の土地利用を変更しない小規模工作物の改修等軽微な変更については、史跡等の保存並びに整備及び景観の保全に影響を及ぼさない範囲で認めることがある。
- ・既存の工作物等の修景等のための植栽等については、遺構を損傷しない範囲で認めることがある。

#### (土地公有化)

- ・遺構の保存並びに活用整備を念頭におき、国府の中核にあたる地区であることから、他の地区よりも優先的に民有地の公有化を図る。

#### (発掘調査)

- ・政庁跡の全容を解明するため、他の地区よりも重点的に体系的に発掘調査を行う。

#### (整備計画)

- ・発掘調査等各種調査の成果を踏まえた整備計画に基づき、国府のシンボル的存在である政庁跡であることがわかるよう、遺構の保存並びに活用整備を他地区に優先して行う。

## ② A-2 地区－東北官衙地区

### (地区の概要、位置づけ)

政庁の北方にあたる官衙（北方官衙）跡で、方格地割の一区画を占めると推定される。瓦葺磧石建物2棟、掘立柱建物1棟が検出され、一部磧石も残存している。国司館など政庁に匹敵する高い格式を有する施設と推定されている。南側を斜めに走る県道辺法寺・加佐登停車場線で地区の東南隅が分断された形となっている。全て民有地で畠、茶畠といった農地として利用されている他、民家が1棟、小規模の農作業小屋、比較的規模の大きい農業用倉庫などが分布する。

北方官衙を構成する地区として遺構の保存並びに活用整備が求められる地区である。

### (現状変更)

- ・原則として調査研究、保存活用以外の現状変更は認めない。
- ・住民の生活上必要な施設や公共・公益上必要な施設及び文化財の保存管理施設等の整備については、史跡等の保存並びに整備及び景観の保全に影響を及ぼさない範囲で認めることができる。
- ・既存の住宅や工作物等の修景等のための植栽等については、遺構を損傷しない範囲で認めることができる。

### (土地公有化)

- ・遺跡の保存並びに整備活用を念頭におき、計画的に公有化を進める。

### (発掘調査)

- ・国府跡の全容を解明するため、計画的に発掘調査を行う。

### (整備計画)

- ・発掘調査等各種調査の成果を踏まえた整備計画に基づき、遺構の保存並びに活用整備を図る。

### ③ A-3 地区－西北官衙地区

#### (地区の概要、位置づけ)

政庁の北側に位置する官衙（北方官衙）跡で、方格地割の一区画を占めると推定される。当地区からは瓦葺礎石建物5棟が検出され、特に南北建物SB27の西側の溝からは同建物の倒壊瓦が出土し、屋根の形状を留める遺物群として注目されるものである。A-2地区と同様、国司館等格式の高い施設があったと推定されている。現在地区の大半は茶畠として利用されており、一部市道を除いて全て民有地である。

北方官衙を構成する地区として遺構の保存並びに活用整備が求められる地区である。

#### (現状変更)

- ・原則として調査研究、保存活用以外の現状変更は認めない。
- ・住民の生活上必要な施設や公共・公益上必要な施設及び文化財の保存管理施設等の整備については、史跡等の保存並びに整備及び景観の保全に影響を及ぼさない範囲で認めることがある。
- ・既存の住宅や工作物等の修景等のための植栽等については、遺構を損傷しない範囲で認めることがある。

#### (土地公有化)

- ・遺跡の保存並びに整備活用を念頭におき、計画的に公有化を進める。

#### (発掘調査)

- ・国府跡の全容を解明するため、計画的に発掘調査を行う。

#### (整備計画)

- ・発掘調査等各種調査の成果を踏まえた整備計画に基づき、遺構の保存並びに活用整備を図る。

### (3) 史跡指定地周辺の保存管理指針

#### ① B地区－既指定地隣接地区

B地区は史跡指定地外であるが、伊勢国府域と推定される地区で、史跡指定地と隣接しており史跡指定地に準じる保存管理が望まれる。

#### (地区の概要等)

伊勢国府跡の遺構の存在が想定される地区。北方官衙に当たるA-3地区の西側及び東側の隣接地からは建物跡が確認されているのを始め、北方官衙の方格地割を示す溝等が検出されている。その他は未だ未調査箇所が多いが、計画的継続的な調査によって、伊勢国府跡の全容の解明が待たれる地区でもある。地区の北側には長者屋敷の名の由来となった「金蔵」（土星等所在地）もある。大半が未調査であり史跡指定はなされていないが、調査の成果をもとに追加指定による遺跡の恒久的な保存が望まれる。現在は畠等農地が大半であるが、民家や工場、畜舎等農業関連施設などの建物も点在している。

#### (保存管理指針)

- ・計画的、継続的な発掘調査により国府域の確定に努め、調査成果に基づき可能な箇所から追加指定を図る。
- ・現指定地と同等の遺跡の価値、内容等を有する地区として各種開発等に際しては文化財保護法（57条－埋蔵文化財）等関連法令等に基づき、遺構の保存に万全を期するものとする。
- ・建築物等の新築・増築・改築・撤去については、遺構の保存と景観の保全・修景の両面から適切な対応がなされるよう地権者等関係者の理解と協力を求めていくものとする。

## ② C地区－その他の周知の埋蔵文化財包蔵地

C地区は推定国府域をとりまく周辺域で、いわゆる「長者屋敷遺跡」のB地区以外の周知の埋蔵文化財包蔵地範囲である。国府へ至る道など、関連遺構が埋蔵されている可能性のある地域であり、また伊勢国府跡のバッファとして歴史的文化的景観の保全・修景が求められる地区である。

### (地区の概要等)

推定国府域（B地区）の北側、西側、南側及び東側の一部で、南は段丘南端裾までを含む。現在は大半が水田、畑、植木畠等の農地として利用されているが、一部工場などの建物もみられる。南端は15mほどの段丘崖となっている。

### (保存管理指針)

- ・開発行為の際は事前の届出・通知及び協議に基づく発掘調査等を実施しなければならない地域であることの周知に努める。
- ・南側は政庁地区を支える重要な地区であり、国府関連遺構等が確認された際には遺構の保存への協力を求める。
- ・国府域をとりまく地域として、現在の良好な田園景観の保全や高規格道路建設に伴う修景など、政庁地区と一体となった史跡周辺域にふさわしい景観形成に向け、事業者並びに関係機関等の理解と協力を求めていくものとする。

#### 4-4 整備に向けて

史跡伊勢国府跡の整備並びに利活用については、今後継続して発掘調査を進めるなかで、国府跡の全体構造の解明や、公有化の問題など課題は少なくはないが、広々とした環境も生かしながら、古代伊勢国の政治の中心施設として相応しいように、以下のような方針に基づき、整備・活用を行うものとする。

- ① 伊勢国府跡の保存を前提に、保存管理計画にもとづき史跡等の適切な保存管理を行い、地域の人達や来訪者が歴史や文化になれ親しむ場として整備を図る。
- ② 市民の体験的な歴史学習の場となるよう、遺構の復元、表示等の整備を行う。
- ③ 遺構の理解を深める案内板や説明板等学習施設や駐車場、便所といった便益施設の整備を行う。
- ④ 史跡指定地周辺においては、史跡を支えるバッファゾーンとして、その修景等の整備を図るとともに、周辺の関連遺跡をはじめとする文化財などとのネットワーク化を図り、活用の促進を図る。

# 第5章 今後の課題

伊勢国府跡は鈴鹿市の古代の歴史を物語る貴重な財産である。政庁跡の保存状況はもとよりこれから調査の進捗によりこれまで明らかでなかった国府の全体構造が解明される全国的にも貴重な遺跡となるであろう。本保存管理計画は、伊勢国府跡のもつ意義を認識した上で、その保存と整備に向けた行政的施策の基本的方向を定めたもので、その効果的運用を図るため、以下の点について留意し取組んでいく必要がある。

## ① 計画調査の継続

鈴鹿市教育委員会がこれまで学術・緊急調査で実施してきた調査面積と三重県埋蔵文化財センターの調査面積を合わせると約20,000m<sup>2</sup>にも及んでいるが、瓦片が散布する範囲約48ha（東西600m×南北800m）を国府域に想定した場合、調査面積はその1割にも満たない状況にある。伊勢国府の全体構造を明らかにするためには、今後も継続して計画調査を進めるとともに9世紀頃に何らかの理由により対岸の国府町に移動したと考えられる推定国府跡の確認調査へも積極的に取り組む必要がある。

## ② 史跡への追加指定

史跡指定地は3地区に分かれ、大きく県道で分断される格好となっていることが、将来の整備・活用を考えるうえにおいても制約となっている。とりわけ、指定地A-2・A-3地区を含めた政庁北側の官衙ブロック周辺地域は茶畠・植木等の耕作物が広い面積を占めていることにより、未調査部分が多く取り残されている。今後の調査の進展により方格地割や官衙建物に関連する遺構の広がりが指定地外にも確認できれば積極的に追加指定への措置を講じるなど国府跡の保存に努めなければならない。

## ③ 公有化と整備・活用

史跡指定を受けた3地区のなかで、A-1地区には政庁の建物基壇が残るなど良好な形で遺構は保存されているが、県道沿いに位置していることや地目が山林となっている箇所もあることなどから、現状変更の行為が最も予想される地区である。貴重な歴史遺産を広く市民に公開していく意味からも、国府跡に来てもらい、知ってもらい、文化財としての価値をより顕在化するためにも、国府跡のシンボル的な場所として優先的に公有化を図り、利活用のための整備・活用への諸施策を推進する必要がある。

## ④ 住民等のコンセンサスの確保

伊勢国府跡が貴重な国民共有の財産であることを地域住民に周知し、保存管理計画の必要性やその内容を理解してもらい、協力を得ることが大切である。そのためには、機会あるごとに、地元説明会の開催、広報による説明、パンフレットの配布等による啓発活動を進める必要がある。

## ⑤ 関係機関等との連絡、調整

保存管理計画の対象範囲は市街化調整区域に含まれるもの、今後、鈴鹿市の公的事業として道路・農業関連の開発行為をはじめ、隣接する亀山市や国・県所轄の関連計画も予想される。そのためにはこれらの関係機関とは定期的な情報交換・連絡会議等を開催し、開発と保存との調整が円滑に図られるよう努める必要がある。

## ⑥ 定期的なパトロールの実施

保存管理計画の内容については一般に周知するものの、定期的に文化財パトロールを実施して、史跡及び周辺の管理状況の掌握に努める必要がある。特に茶畠や植木畠の天地返し等により遺跡が壊される可能性もあることから、こうした営農行為については、事前に情報が収集できるようなシステムづくりが必要である。

## 参考写真

平成 4 年



南野地区では、唯一現存する礎石建物SB01を調査。長塚地区からは砂利敷き遺構を検出。

平成 5 年



遺跡南部にて政庁跡を確認し、国府跡であることが確実となる。

平成 6 年



政庁西脇殿が調査され、南北40m以上の建物であることが判明。

平成 7 年



政庁西築地、西隅楼、南溝、北築地（外溝）を調査。西隅楼の南溝や西築地内溝からは完全な形の軒丸瓦が多数出土。

平成 8 年



基礎地形のみが検出された礎石  
建物SB08の周囲からは瓦や轍の  
羽口を多く含む溝を検出。

平成 9 年



幅約 9 m の南北溝 SD23 から大  
量の瓦が出土。その東隣で検出さ  
れた建物 SB27 が西側に倒れ、そ  
の屋根瓦が倒壊状態で溝内に残  
る。

平成10年



建物SB40・44・47の基礎地形を検出。前年のSB27と合わせて国司館であった可能性が高い。

平成11年



南門が確認されたことにより、政庁の規模が明らかになる。政庁の西側からは新たな建物跡を検出。

平成12年



政庁の西側に付設された西院が確認され、その北東区域から掘立柱建物を検出。

平成13年



平成4年に確認された礎石建物群に伴う南門と築地を検出。西側の仲土居地区では区画施設と建物1棟を検出。

平成14年



政庁南面域の調査を実施。鬼瓦を含む南北溝を検出。他に、古墳1基と弥生時代の住居・土坑を確認。

## 史跡伊勢国府跡保存管理計画書

発行日 平成16年3月31日

編集・発行 鈴鹿市教育委員会  
〒513-0013  
三重県鈴鹿市国分町224番地  
鈴鹿市考古博物館  
TEL 0593-74-1994  
FAX 0593-74-0986  
印 刷 八野ワークセンター  
三重県鈴鹿市八野町428-1  
TEL 0593-78-6639



